

売買基本契約書

株式会社□□（以下「買主」という。）と〇〇株式会社（以下「売主」という。）は、売主が取り扱う樹脂レール（以下「本製品」という。）の売買に関し、基本的事項を定めるため、以下のとおり売買基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

【修正案】

株式会社□□（以下「買主」という。）と〇〇株式会社（以下「売主」という。）は、買主が食品工場設備（充填済み清涼飲料水パックの加熱殺菌及び冷凍を目的とするスパイラル式コンベア）製造業者に対しコンベアベルトを受けるレール部品として転売する超高分子量ポリエチレン（スーパー〇〇®）製レール（以下「本製品」という。）を売主から購入する個別売買契約（以下「個別契約」という。）に関し、基本的事項を定めるため、以下のとおり売買基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（適用範囲・優先関係）

- 1 本契約は、買主及び売主間の本製品に関する全ての個別契約に適用されるものとする。
- 2 個別契約において、本契約と異なる定めがされた場合には、個別契約の定めが本契約に優先するものとする。

第2条（個別契約の成立）

- 1 個別契約は、買主所定の注文書を売主に送付し、売主がこれを承諾する書面を発送することにより成立する。
- 2 個別契約にかかる発注は、買主が納入を希望する日の____日以上前までに注文書を売主に送付して行う。
- 3 前項の注文書には、発行年月日、品名（型番）、単価、数量、納入期日、納入場所、納入方法等を記載する。
- 4 第2項の注文書が売主に到達してから____日以内に、売主からの注文を承諾しない旨の意思表示がない場合には、個別契約は成立したものとみなす。

第3条（引渡し）

- 1 売主から買主への引渡しは、買主が注文書で指定した納入期日までに、買主が指定した納入場所に本製品が納入されたときに完了する。
- 2 納入費用は売主の負担とする。

第4条（検品）

- 1 買主は、前条第1項の引渡し後3日以内に数量及び品質について検査を行い、その結果を売主に通知しなければならない。
- 2 売主は、前項の検査により瑕疵・数量不足が発見されたものについては、瑕疵により買主に生じた損害の賠償・不足分の引渡しをしなければならない。
- 3 前条第1項の期間内に買主が検査を完了しないときには、当該期間の満了したときに検査に合格したものとみなす。

【修正案】

第4条（検品）

- 1 買主は、前条第1項の引渡し後3営業日以内に本製品が契約に適合したものであるのか否かについて検査を行い、その結果を売主に通知しなければならない。
- 2 （削除）⇒第9条に統一
- 3 前項の期間内に買主が検査を完了しないときには、当該期間の満了したときに検査に合格したものとみなす。

第5条（支払方法・遅延損害金）

- 1 売主は、毎月末日、当月1日から末日までに買主の発注に基づき納入した本製品の数量等を集計し、翌月____日までに、買主に対し、明細書を添付した請求書を送付する。
- 2 買主は、前項の請求書を受領した日から起算して____日以内に何ら異議を述べないときは、請求内容を了承したものとみなす。
- 3 買主は、毎月____日限り（当日が土日祝日の場合はその直前の営業日）までに、売主の指定する銀行口座に振込送金する方法により本製品の代金を支払う。
- 4 買主が代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を売主に支払うものとする。

第6条（所有権の移転）

本製品の所有権は、本製品の代金債務が完済されたときに移転する。

第7条（危険負担）

本製品の引渡し前に生じた本製品の滅失、毀損その他一切の損害は、買主の責めに帰すべきものを除き売主の負担とし、本製品の引渡し後に生じたそれらの損害は、売主の責めに帰すべきものを除き買主の負担とする。

第8条（品質保証）

売主は、本製品が十分な品質を有するものであることを保証する。

【修正案】

第8条（品質保証）

売主は、本製品につき、次の各号を保証する。

- (1) 本製品が、売主の発行する製品カタログ及び売主のホームページにおける製品紹介に記載の品質・性能（耐熱性、耐寒性、耐腐食性、低摩擦性、自己潤滑性、引張破断点強度、引張破断点伸率、曲げ強度、曲げ弾性率、デュロメータ硬度、摩耗比較値、熱膨張率、平均耐用年数を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を有するものであること
- (2) 本製品が、充填済み清涼飲料水パックの加熱殺菌及び冷凍を目的とするスパイラル式コンベア（加熱温度：最大90℃、冷却温度：最低-25℃）のコンベアベルト（A社製ステンレス製カーブコンベアベルト）を受けるレール部品としての使用に適した品質・性能を有するものであること

第9条（瑕疵担保責任）

買主は、本製品の引渡を受けた後6か月以内に隠れた瑕疵があることを発見したときは、売主に対し、損害賠償の請求、並びに、本契約及び個別契約の解除をすることができる。

【修正案】

第9条（契約不適合責任）

- 1 第4条第1項の検査により本製品の契約不適合（製品の種類、品質又は数量に関して本契約又は個別契約の内容に合しないこと。以下同じ。）が判明し、かつ買主が同条項に基づく通知を行った場合、買主は、売主に対し、修補、あるいは代替品の納入・不足分の引渡し（以下、これらを併せて「履行の追完」という。）を請求することができる。

ただし、契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、買主が売主に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に該当する場合には、買主は催告を要することなく代金減額請求を行うことができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
- (2) 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) (1)あるいは(2)の場合において、残存する部分のみでは本契約又は個別契約の目的を達することができないとき

(4) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約又は個別契約の目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

(5) 前各号の場合のほか、買主が催告しても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

3 第1項及び前項の規定は、買主による損害賠償請求及び解除権の行為を妨げない。

4 本製品に第4条第1項の検査では直ちに発見できない契約不適合があり、買主が、引渡後6か月以内にその旨を通知したときも、前三項の例による。ただし、数量不足の場合はこの限りでない。

第10条（製造物責任）

（省略）

第11条（権利義務等の譲渡等の禁止）

買主及び売主は、本契約上の地位、及び、本契約に基づく一切の権利若しくは義務について、相手方の書面による事前の承諾がなければ、譲渡又は移転その他の処分（担保権の設定を含む。）を行うことができないものとする。

第12条（不可抗力免責）

（省略）

第13条（秘密保持）

（省略）

第14条（解除）

- 1 買主又は売主の一方が、その責めに帰すべき事由により本契約又は個別契約の定め
に違反し、かつ、相手方からの催告にも関わらず、相当期間内に契約違反が是正され
なかった場合、相手方は本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 買主又は売主は、次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は、何ら催告を要す
ることなく当然に本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 支払の停止又は支払不能の状態に陥ったとき
 - (3) 振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき
 - (4) 相手方以外の取引先、金融機関等に対する支払いを停止したとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てが
あったとき
 - (6) 強制執行又は競売の申立てを受けたとき
 - (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (8) その他財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の理由が
あるとき
- 3 前二項に基づく解除権の行使は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

【修正案】

第14条（解除）

買主又は売主の一方が、**その責めに帰すべき事由により**本契約又は個別契約の定め
に違反し、かつ、相手方からの催告にも関わらず、相当期間内に契約違反が是正されな
かった場合、**その契約違反が軽微なものであるか否かを問わず**、相手方は本契約又は個別契
約の全部又は一部を解除することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要しないものとする。

- (1) 売主の引渡し債務の履行が不能であるとき
- (2) 違反当事者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 違反当事者の債務の一部の履行が不能である場合又は違反当事者がその債務の
一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは
本契約又は個別契約の契約目的を達することができないとき
- (4) 売主の商品供給義務に不履行があり、売主が履行を拒絶する意思を明確に表示し
たとき
- (5) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行
をしなければ本契約又は個別契約の目的を達することができない場合において、違
反当事者が履行をしないでその時期を経過したとき
- (6) 前各号の場合のほか、違反当事者がその債務の履行をせず、相手方当事者が催告
をしても本契約及び個別契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがな
いことが明らかであるとき

第15条（期限の利益喪失）

- 1 買主又は売主は、相手方に前条第1項に該当する事由が生じた場合、違反当事者は、本契約及び個別契約上の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。
- 2 買主又は売主は、前条第2項に該当する事由が生じた場合、又は、前条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本契約上及び個別契約上の債務について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。

第16条（損害賠償）

買主又は売主が本契約又は個別契約の定めに違反した場合、相手方は、違反当事者に対して、当該債務不履行により自らに生じた損害（特別の事情によって生じた損害であっても、売主がその事情を予見し又は予見し得た場合は当該損害を含む。）の賠償を請求することができる。

【修正案】

第16条（損害賠償）

買主又は売主が本契約又は個別契約の定めに違反した場合、相手方は、違反当事者に対して、当該債務不履行により自らに生じた損害（特別の事情によって生じた損害であっても、売主がその事情を予見すべきであった場合は当該損害を含む。例えば、契約不適合により、本製品を使用して買主が製造した装置に不具合が生じたことに伴い、買主が当該装置の買主に対して負担することとなった損害賠償金を含むが、これに限られない。）の賠償を請求することができる。

第17条（連帯保証）

山田太郎（以下「連帯保証人」という。）は、買主の連帯保証人として、本契約及び個別契約に基づき買主が売主に負担する一切の債務を買主と連帯して負担する。

【修正案】

第17条（連帯保証）

- 1 山田太郎（以下「連帯保証人」という。）は、買主の連帯保証人として、本契約及び個別契約に基づき買主が売主に負担する一切の債務につき、**極度額**____円の範囲内で、買主と連帯して負担する。
- 2 連帯保証人は、買主が連帯保証人に対して、民法465条の10第1項に基づき、次の各号に掲げる情報の提供を行ったことを確認する。
 - (1) 財産及び収支の状況（買主の会社設立日、資本金、純資産、営業利益（営業損失）、経常利益（経常損失）、所有不動産、そのほか買主の決算報告書に記載の事項）
 - (2) 主たる債務以外に負担している債務の有無、額、履行状況
 - (3) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 買主は、連帯保証人に対して提供した前項の情報が真実かつ正確であることを表明・保証する。
- 4 売主は、連帯保証人から民法458条の2に係る請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償そのほかその債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供するものとする。
- 5 売主は、第15条に基づき買主が期限の利益を喪失した場合は、連帯保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知するものとする。
- 6 前項の期間内に売主が前項の通知を行わなかったときは、売主は、連帯保証人に対し、買主が期限の利益を喪失したときから前項の通知を現に行うまでの間に生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る連帯保証債務の履行を請求することができないものとする。
- 7 買主の連帯保証人に対する履行請求は、民法458条及び同441条の定めに関わらず、買主に対してもその効力を有する。

第18条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに当事者のいずれからも書面による更新拒絶の意思表示のない場合、本契約は、同一の条件でさらに6か月間更新されるものとする。
- 2 本契約が期間満了又は解約により終了した場合、既に本契約に基づいて成立した個別契約があるときは、当該個別契約に係る両当事者の履行が完了するまでの間、本契約の各条項は、なお効力を有するものとする。

第19条（中途解約）

買主及び売主は、前条の契約期間内であっても、3か月の予告期間を設けて書面で通知することにより、本契約及び個別契約を解約することができる。

第20条（残存条項）

本契約がいかなる事由により終了した場合においても、第5条第4項、第8条、第9条ないし第11条、第13条、第16条、第17条、第21条及び第22条の規定は、引続きその効力を有する。

第21条（誠実協議義務）

本契約および個別契約に定められていない事項または解釈上疑義が生じた事項については、その都度、買主売主誠意をもって協議決定する。

第22条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条（反社会的勢力の排除）

（省略）

本契約の成立を証するため本契約書を3通作成し、買主、売主及び連帯保証人にて記名・押印の上、各1通を保有する。

平成____年____月____日

買主 千葉県浦安市舞浜1-1

株式会社□□

代表取締役 ドナルド・フォントルロイ・ダック ㊞

売主 大阪市此花区桜島2丁目1-33

〇〇株式会社

代表取締役 ジョン・コナー ㊞

連帯保証人 千葉県浦安市△△

山田太郎 ㊞

以上